

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	7
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	12

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止
事案番号：24C12
事業者名：神奈川中央交通 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年12月16日（月曜日）

13時00分から（東京都） AB聴聞室
14時00分から（町田市） AB聴聞室
15時00分から（八王子市） AB聴聞室
16時00分から（多摩市） AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・ 東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1
- ・ 町田市長 東京都町田市森野2-2-22
- ・ 八王子市長 東京都八王子市元本郷町3-24-1
- ・ 多摩市長 東京都多摩市関戸6-12-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

令和 6 年 12 月 10 日

関東運輸局長

藤田 礼子 殿

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

地方自治体名 東京都

(首長名) 東京都知事 小池 百合子

(公印省略)

意見の陳述書

今般、令和 6 年 12 月 16 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行なうこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 : 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止

事案番号 : 24C12

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 荒井 大介

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本件について、地域の状況を踏まえ、事業者と地元市が十分な調整を図るようお願いいたします。



(別紙 5 - 2)
24 町都交第 59 号
2024 年 12 月 3 日

関東運輸局長殿

東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市
町田市長 石坂 丈一
(公 印 省 略)

意見の陳述書

今般、令和 6 年 12 月 16 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止
事案番号：24C12
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
町田市長 石坂 丈一
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
路線の休廃止にあたっては、利用者や地域住民等に十分な周知、説明を早期に行う等、適切な対応をお願いしたい。



令和6年12月5日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都八王子市元本郷町 丁目24番1号
地方自治体名 八王子市長 初宿 和夫
(首長名)



意見の陳述書

今般、令和6年12月16日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止
事案番号：24C12
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
氏名：松木 孝久
職名：都市計画部 交通企画課 主査
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
(別紙等に分けて記述することも可能です。)
反対意見は特にございません。





6多都交第210号
令和6年12月6日

関東運輸局長 殿

多摩市長 阿部 裕行



一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の休廃止に対する意見聴取について

令和6年11月29日付関自旅一第964号で通知のあった標記については、意見の聴取を必要としませんので、その旨お知らせいたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
多摩市
東京都多摩市関戸6-12-1
多摩市長 阿部 裕行
2. 意見の聴取を行うこととされていた廃止の届出の件名及び番号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止
24C12
3. 意見の聴取を必要としなくなった理由
乗務員不足の状況を考慮すると輸送の効率化と最適化を図るためにやむを得ないもの
と考えるため



令和6年12月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	NTK観光バス株式会社（法人番号：9011501020717） 代表者 鈴木 菜月
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区花畑6-35-19 (本社営業所) 東京都足立区花畑6-35-19
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第86条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月18日及び令和6年8月19日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)許可等の条件又は期限違反(道路運送法第86条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ダックス (法人番号: 6010902024874) 代表者 稲垣 健一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区駒沢4-23-8 (本社営業所) 東京都世田谷区駒沢4-23-8
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和6年9月20日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	矢作観光株式会社（法人番号：7040001105060） 代表者 矢作 賢一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市川市中国分2-16-22 (本社営業所) 千葉県印旛郡酒々井町中川11-3-2F
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月21日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グリーンライフ (法人番号: 6040001038666) 代表者 難波 紀幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県柏市大青田1604-1 (柏営業所) 千葉県柏市大青田1604-4
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月15日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	フロンティア観光バス株式会社 (法人番号: 5021001027843) 代表者 古正 聡
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県海老名市上河内110-12 (本社営業所) 神奈川県海老名市上河内110-12
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月10日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和6年12月23日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 ワイエス流通
	吉本 五十雄
	神奈川県伊勢原市歌川2-3-25
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所
	神奈川県伊勢原市歌川2-3-25
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分198日車
(5) 主な違反事項	点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月5日及び令和6年1月22日に監査を実施。11件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項）</p> <p>(3) 点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）</p> <p>(4) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）</p> <p>(5) 業務記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）</p> <p>(6) 運行記録計による記録の不実記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(7) 運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～第3項）</p> <p>(8) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(9) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）</p> <p>(10) 無車検運行（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項）</p> <p>(11) 運行管理者に対する指導及び監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 30点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 30点